

59 三菱商業学校学科教則の送付依頼（明治十七年十一月）

（欄外注記1）
明治十七年十一月廿八日受
知事（代理・銀林印） 書記官（銀林印）（伊藤印）

六等属大束重善（印）

（欄外注記2）

文部省専門学務局長ヨリ三菱商業学校学科教則等承知致度旨別紙之通依頼有之候処同校ハ本年五月中已ニ廃校相成候ヘ共其学科教則等ハ本課控之分有之候ニ付左按相添御送付相成可然哉相伺候也

按

文部省専門学務局長宛

長官

当府下私立三菱商業学校学科教則等御承知相成度云々御照会之趣了承右ハ本年五月中致廃校候ヘ共同校開設中之諸規則等ハ別

紙写之通ニ有之候此段及御回答候也

(別紙写ハ略ス)

(朱書)
〔專第六百五十八号〕

貴府管内ニ曾テ設立相成候三菱商業学校之学科教則等承知致度儀有之候ニ付右学科教則等ニ関シ貴庁へ差出シタル書面有之候ハ、其写御送付相成度右ハ差向調査ヲ要スル儀有之候ニ付乍御手数可成至急御回報相成度此段御照会旁及御依頼候也

専門学務局長

明治十七年十一月廿七日 文部大書記官 浜尾 新回

東京府知事 芳川顯正殿

(欄外注記1)

〔十一月二十九日付記録科〕〔十一月二十九日送達〕

(欄外注記2)

〔十一月二十八日判決済〕

(欄外注記1)
明治十七年十二月四日受

日出

六等属大東重善(印)

(知事(代理・渡辺印) 書記官(渡辺印)(伊藤印) 学務課(庵地印))

(欄外注記2)
旧三菱商業学校教則之儀ニ付過般文部省専門学務局長へ御回答之趣モ有之候処尚又別紙之通照会有之候ニ付同校旧規則中摘録シ左按御回答相成可然哉相伺候也

按

文部省専門学務局長

長官

旧三菱商業学校教則之儀ニ付再度御照会之趣了承旧正科教則之

要項ハ別紙写之通ニ有之候此段及御回答候也

但旧教則之義ハ学事法令等未タ完全セサル時ノモノニ付随テ学科学期課程等甚判然不致只其概略ヲ知ルノミニ有之候条其旨御了承有之度候也

(別紙ハ略ス)

(欄外注記3)
三菱商業学校教則等之儀ニ付及御照会候処早速御回答有之調査

上便宜ヲ得候然処御送付相成候該校教則要項中教員学力之項ニ於テ三菱商業学校旧正科云々ト有之右旧正科之教則等も承知致度候間乍御手数其写ヲモ可成至急御送付相成度更ニ御照会旁及御依頼候也

専門学務局長

明治十七年十二月三日 文部大書記官 浜尾 新回

東京府知事 芳川顯正殿

(欄外注記1)

〔十二月六日付記録科〕〔十二月六日送達〕

(欄外注記2)

〔十二月五日判決済〕

(欄外注記3)

〔甲九九九八〕〔十二月三日宿直收受〕

〔明治十七年 往復録 学務課

613 D5 6〕